

人材開発支援助成金 (人材育成支援コース) のご案内

訓練コース統合のご案内

令和5年4月より、人材開発支援助成金の特定訓練コース・一般訓練コース・特別育成訓練コースの3コースを統合し、「**人材育成支援コース**」を創設しました。これにより従来のコースごとの手続きは不要となり、利用しやすくなりました。

① 特定訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ 労働生産性向上訓練
- ・ 若年人材育成訓練
- ・ 熟練技能育成・承継訓練
- ・ 認定実習併用職業訓練

② 一般訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ ①特定訓練コースに該当しない訓練

③ 特別育成訓練コース

(有期契約労働者等向け)

- ・ 一般職業訓練
- ・ 有期実習型訓練

統合

人材育成支援コース

・ 人材育成訓練

職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合に助成

・ 認定実習併用職業訓練

中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

・ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

※ 特定訓練コース、一般訓練コース及び特別育成訓練コースは、令和5年4月1日に「人材育成支援コース」に統合されますので、令和5年4月1日以降は、統合後の支給要領、様式に従って申請をしていただく必要があります。

II-1 人材育成支援コースとは

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

① 人材育成訓練

→職務に関連した知識・技能を習得させるための10時間以上の訓練

OFF-JT

(OFF the Job Training)
により行われる訓練

事業活動と切り離して座学などにより行う訓練で、事業内訓練または事業外訓練で計画する必要があります。

⇨詳細はP.22へ

② 認定実習併用職業訓練

→厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練

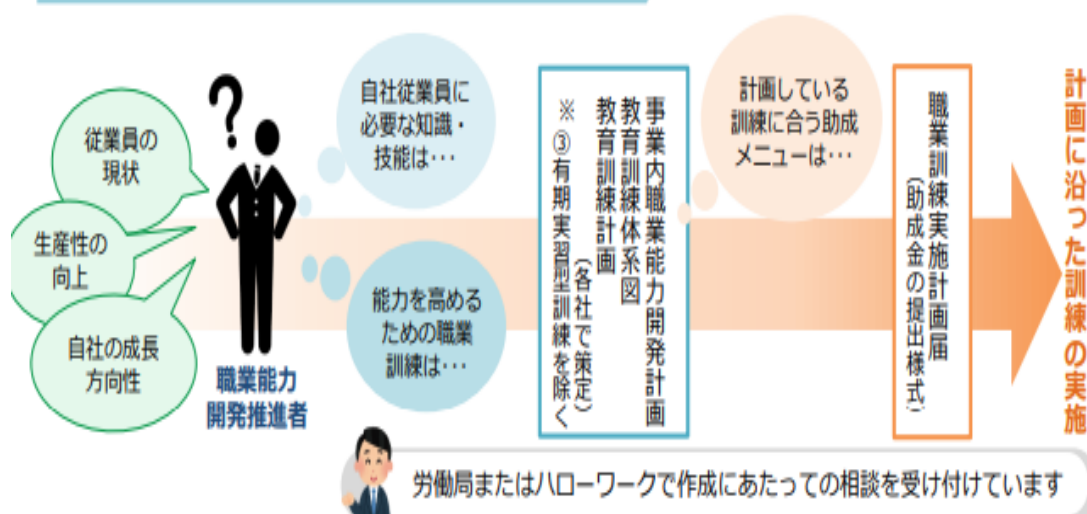
OJTとOFF-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練

③ 有期実習型訓練

→有期契約労働者等に対し、正規雇用労働者等に転換するための訓練

②は、実習併用職業訓練として厚生労働大臣の認定を事前に受けている必要があります。

⇨詳細はP.32へ



Ⅲ-1 助成額・助成率

コースごとの助成額・助成率は次の表のとおりです。

()内は中小企業以外の助成額・助成率

| 支給対象となる訓練 | | 経費助成 | | 賃金助成 (1人1時間当たり) | | OJT実施助成 (1人1コース当たり) | |
|------------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | | 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合 ^{※1} | 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合 ^{※1} | 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合 ^{※1} | 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合 ^{※1} | 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合 ^{※1} | 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合 ^{※1} |
| 人材育成訓練 | 雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く。）の場合 | 45% (30%) | +15% (+15%) | 760円 (380円) | +200円 (+100円) | — | — |
| | 有期契約労働者等の場合 | 60% | +15% | | | — | — |
| | 有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合 ^{※2} | 70% | +30% | | | — | — |
| 認定実習併用職業訓練 | | 45% (30%) | +15% (+15%) | | | 20万円 (11万円) | +5万円 (+3万円) |
| 有期実習型訓練 | 有期契約労働者等の場合 | 60% | +15% | | | 10万円 (9万円) | +3万円 (+3万円) |
| | 有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合 ^{※2} | 70% | +30% | | | | |

※1 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合とは

全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金または資格等手当を支払った日の翌日から起算して5か月以内に割増し分の支給申請をした場合に、当該割増し分を追加で支給します。

→ 詳細はP.30へ

※2 正規雇用労働者等への転換とは、①有期契約労働者等について、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員への転換措置 ②有期契約労働者の無期契約労働者への転換措置のうちいずれかの措置を講じた場合をいいます。

※ 同一の事由（同一の訓練受講、経費、賃金等）に係る助成制度を複数利用する場合、併給できない場合があります。詳細はそれぞれの助成制度を所管する都道府県労働局・自治体・団体などにお問い合わせください。

※ 事業主団体等の場合は経費助成（45%（雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く。）の場合）または60%（有期契約労働者等の場合））のみとなり、賃金要件又は資格等手当要件や賃金助成はありません。また、受講料収入がある場合は経費から差し引いた額を助成対象経費とします。

※ eラーニングによる訓練等、通信制による訓練等及び育児休業中の者に対する訓練等は経費助成のみです。